

おらが春

新年おめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり有り難うございました。
年頭にあたり、お向かいの日枝神社様に詣で、皆さま方のご多幸を祈念して参りました。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます次第です。

蛇足ながら、振り返れば昨年12月は衆議院議員選挙もあり、何やら慌ただしい年末でした。その代わりといっては何ですが、新内閣には今年こそ平和な国際関係と豊かな国民生活の実現のために更に頑張って頂きたいものです。

と、まあお決まりの新年のご挨拶を長々と申し上げたところで、さて今回もまた本題である余談(笑)と参りましょう。

“目出度さも ちゅう位也 おらが春”

これは、ご存じ江戸時代の俳人小林一茶(1763~1828)の俳句です。その題材はもちろんお正月。
今回は畏れ多くもこの有名な一茶さまの句を“肴”に、正月の祝い酒を頂きながら、少しお話しをしてみようというわけです。

一茶は生涯に約2万2000句を詠んだといわれています。ひと口にそうはいいますが、この量は大変なものなのです。例えば、“奥の細道”で有名な松尾芭蕉(江戸前期の俳諧師)にして約1万句といわれていますから、一茶はその二倍以上。いかに膨大な量かがお分かり頂けると思います。

さきの一句もその内のひとつですが、他にも、

“^{だいこ}大根引き 大根でみちを 教えけり”

というのもあります。

野良仕事の途中で道を聞かれ、曲がった腰を伸ばしのぼし、引き抜いたばかりの大根をかざして方向を教えている情景が目には浮かびます。なんとも牧歌的でユーモラスです。

また、有名な

“雀の子 そこのけそこのけ お馬が通る”

というのもあります。

こちらの方はユーモラスというのとは少し趣が違います。雀の子を追い払って通る馬は、侍など権力の象徴でしょうか。雀の子は庶民・社会的弱者の象徴、或いは一茶自身なのかも知れませんか。

そこには権力に対する諷刺がみえます。

転じて、さきの“目出度さも～”の正月の句。

一茶の作風は“滑稽、諷刺、慈愛の三点にあり”(正岡子規・明治時代の俳人、歌人、文学者)といわれております。

しかし、この句はそれらのいずれにも当てはまらないような気がします。

正月だというのに一茶は手放しで“目出度い”とはいっていません。“ちゅう位也”とまでしかいわなかったのです。

これは一体どうしたことでしょうか。

これには、3才のときに生母と死別して以降の一茶の不遇が原因しているように思われます。

自分のことで恐縮ですがこの一茶、我と我が身の回りを眺めてみればいつも不運と不幸の連続なんですよ。

そんなわけで、私にとって正月の“目出度さ”は、目一杯頑張っても、“ちゅう位”ってところが精々でしょうかね。

皆さま方にしても、旧年中、辛いこと悲しいことなど、大小さまざまなお苦勞も少なくはなかったことでしょう。

もっともそんな旧年もようやく明けました。

ですから、一応はめでたいわけですが、これから先の一年間を考えてみれば、“明けまし

ておめでとう”とばかりは言ってられませんよ。これから先、更に身を引き締めて生きていかねばなりませんぞ！

この句には、いわば一茶からのそんな警句が含まれているように思われるのです。

昨年は、約四年前の東日本大震災に遡るまでもなく、日本国内だけに限っても広島市の土砂災害、御嶽山の噴火などの災害がありました。

また、1975～2000年までの間に限っても、世界中で4万種類の動植物が根絶したという説があります。それらのほとんどは、開発、森林伐採、乱獲などの人間活動が原因だといわれています。止まることを知らぬ人間の奢りは、このままではやがて人類をも絶滅に導いてしまうでしょう。

他方、有名なこんな句もあります。

“われと来て 遊べや親の ないすずめ”

これは、子規の作風分類の中では“慈愛”に属するものでしょうか。

“すずめ”には、3才で実母と死別した一茶の自己が投影されているかのようです。彼の哀しく辛い経験が、小さく弱いすずめの子を慈しむこんなにも素晴らしい句となったのでしょう。

今の時代、私たち一人ひとりが、一茶の警句を謙虚に受け止め身を引き締め、自然を慈しむ心を大切にしていけることが大切だと改めて思いました。

(H27.1.3,井野)

※一茶は3才のときに生母と死別。継母とも折り合わず、14才になると江戸に丁稚奉公に出されてしまいます。父親は懸命な看病の甲斐もなく、一茶39才の頃に亡くなってしまいます。なお、その後12年もの間、一茶は相続を巡って継母と争ったようです。

また、一茶は妻子との縁も薄かったようで52才で結婚した妻“きく”(28才)との間にできた三男一女の子供たちは四人とも幼くして夭折してしまいました。

その後62才で再婚しますがわずか半年で離婚。その2年後、一茶は大火に遭遇し住居を焼け出されます。最後は焼け残っていた土蔵で寂しく病死したといわれています。もっとも一茶にはこの年に結婚した三番目の妻がいましたが、しかし二人の間にできた子“やた”の姿を見ることは叶いませんでした。

※民法(明治29年4月27日法律第八九号・抜粋)
(相続に関する胎児の権利能力)

第八八六条

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

(子の相続権)

第八八七条

被相続人の子は、相続人となる。

(配偶者の相続権)

第八九〇条

被相続人の配偶者は、常に相続人なる。この場合において、第八八七条(中略)の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

(共同相続の効力)

第八九八条

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八九九条

各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

(法定相続分)

第九〇〇条

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。

(遺産分割協議又は審判等)

第九〇七条

二 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議することができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。